

議案第21号

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、別紙の
とおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 21 年加西市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 17 条第 2 項中「当該職員が配偶者」の右に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

令和6年人事院勧告に準じ、令和8年4月1日から配偶者にかかる扶養手当を廃止するため所要の改正を行うもの。